

契 約 書 (案)

- 1 契約名称 ぐんま学園仮設寮リース契約
- 2 契約期間 令和 7 年 月 日から令和 9 年 1 2 月 3 1 日まで
- 3 契約金額 金 円
- (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円)
- うち設置工事にかかる金額 金 円
- (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円)
- 4 契約保証金額 免 除

上記リース業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な賃貸借契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 7 年 月 日

発 注 者 住 所 群馬県前橋市大手町一丁目 1 番 1 号

氏 名 群馬県知事 山本 一太

受 注 者 住 所

氏 名

発注者 群馬県知事 山本 一太（以下「甲」という。）と受注者
（以下「乙」という。）とは、次の条項により、建物等の賃貸借契約を締結する。

（総則）

第1条 甲乙両者は、以下の条項に基づき、仕様書（設計図書及び質問回答書を含む。以下同じ。）に従い、この賃貸借契約を誠実に履行しなければならない。

2 前項の仕様書に明示されていない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

（賃貸借物件）

第2条 賃貸借物件は、仕様書のとおりとする。なお、賃貸借物件の所有権は乙に帰属するものとする。

（使用目的）

第3条 甲は、賃貸借物件を群馬県立ぐんま学園において使用するものとする。

（契約期間）

第4条 契約期間は、令和7年 月 日から令和9年12月31日までとする。

（賃貸借物件の設置期間）

第5条 賃貸借物件の設置期間は契約締結日から令和8年4月30日までとし、乙は、この期間に仕様書に示す物件を設置し、甲が使用できる状態にしなければならない。

（業務内容の変更）

第6条 甲は、必要があると認めるときは、書面をもって乙に通知し、業務内容を変更し又は業務の全部若しくは一部を一時中止することができるものとする。この場合において賃貸借料又は賃貸借期限を変更する必要があるときは、甲乙協議してこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲はその損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

（賃貸借料）

第7条 契約金額のうち、設置工事にかかる金額については、賃貸借物件の設置にかかる金額とする。

2 月額賃貸借料は、契約金額から前項の金額を差し引いた金額を、契約期間の範囲内で
甲乙協議して定める賃貸借期間で除した金額とする。

3 なお、賃貸借期間が変更される場合等の賃貸借料の変更は、甲乙協議して定めるもの
とする。

(賃貸借料の前払金)

第8条 甲は、乙に対し、前条第1項に定める設置工事にかかる金額に100分の10
を乗じて得た金額を上限とし、予算の範囲内で、前払金として支払う（円未満の
端数は切捨て）。

2 乙は、前払請求書を、令和8年1月31日までに乙に提出するものとする。

3 甲は、乙の正当な前払請求書を受理した日から30日以内に、前払金を支払う
ものとする。

4 甲は、前項の金額を、設置工事にかかる金額に充当する。

(検査及び賃貸借料の支払い)

第9条 乙は、第7条第1項に定める設置工事にかかる金額について、賃貸借物件の設置
完了に伴い請求ができるものとする。

2 乙は、前項の設置完了の旨を甲に通知し、完了の日から10日以内に、甲の指定する
検査員の検査を受けなければならない。

3 甲は、前条の検査を完了したときは、乙からの適法な支払請求書を受理した日から3
0日以内に、賃貸借料を支払うものとする。

4 第7条第2項に定める月額賃貸借料はのとおりとし、乙は、別表に定める各対象期間
の経過の日10日以内に、甲の指定する検査員の検査を受けなければならない。

5 甲は、前条の検査を完了したときは、乙からの適法な支払請求書を受理した日から3
0日以内に、賃貸借料を支払うものとする。

6 甲の自己の責に帰すべき事由により、賃貸借料の支払いが遅れた場合においては、乙
は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、未納部分の契約金額相当額に対し、政府契
約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき定められた率の割合で
計算した額を甲に請求することができる。

(管理義務)

第10条 甲は、賃貸借物件の使用にあたっては、善良な管理者の注意をもって維持保全
につとめなければならない。

（危険負担）

第 11 条 甲は、賃貸借物件がその責に帰することのできない事由により滅失又は毀損したときは、賃貸借料の減免又は契約の解除を請求することができる。

2 前項の場合において、甲が賃貸借契約を継続しようとするときは、乙は、自己の責任において賃貸借物件の原形復旧を行うものとする。

3 火災等により、賃貸借物件が滅失又は毀損した場合の原形復旧については、乙の責任により負担するものとする。

（無断転貸等の禁止）

第 12 条 甲は、乙の承認を得ないで、賃貸借物件を第三者に貸付け、又は賃貸借物件の使用目的を変更しないものとする。

（公租公課）

第 13 条 不動産取得税・固定資産税・都市計画税は乙の負担とする。不動産取得税・固定資産税・都市計画税以外の公租公課及び消費税は発注者の負担とする。

（義務の承継）

第 14 条 乙は、賃貸借物件の所有権を第三者に移転するときは、あらかじめ甲に協議すると共に、当該第三者にこの契約の権利義務を承継させなければならない。

（賃貸借物件の返還及び解体撤去）

第 15 条 本契約に基づく賃貸借物件の解体及び撤去工事については、本契約の対象外とする。

2 前項の解体及び撤去工事については、別途当事者間において協議の上別途契約するものとする。

3 契約期間満了後、甲は賃貸借物件を乙に返還する義務を負う。ただし、返還に伴う解体工事等については、前項に基づく契約により実施される。

（契約の解除）

第 16 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したと認めたときは契約を解除することができる。

（1）乙の責めに期すべき事由により、契約の履行期限内又は履行期限経過後相当の期間内に契約を履行する見込みがないとき。

(2) 正当な理由がないのに契約の履行に着手すべき時期を過ぎても着手しないとき。

(3) 契約の履行について不正の行為があったとき。

(4) 甲の書面による承認を受けずに、契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させたとき。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第305号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡するときは、この限りでない。

(5) 乙が組織又は集団の威力を背景に集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある団体の関係者または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているもの（以下「暴力団員」という）であると判明したとき。

(6) 本契約に係る下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等（以下「下請契約等」という）の相手方が暴力団員等であることを知ったにもかかわらず下請契約等を解除しなかったとき。

(7) その他この契約書の条項に違反したとき。

2 甲は、前項の規定により契約を解除したときは、乙に対し違約金として契約金額の100分の10に相当する額の支払いを求めることができる。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したときは、乙に損害が生じてもその責を負わないものとする。

4 甲は、群馬県政府調達苦情検討委員会（以下「苦情検討委員会」という）から契約停止の通知を受けた場合は、契約の執行を停止することができる。

5 甲は、苦情検討委員会から契約を破棄する提案があった場合は、契約を破棄することができる。

6 前2項の規定により、契約の執行を停止し、又は契約を破棄したときにおいて、乙に損害を生ずることがあっても、甲はその責めを負わないものとする。

（談合等不正行為があった場合の解除等）

第17条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したと認めたときは契約を解除することができる。

(1) この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対して行う同法第7条第1項又は第2項の規定による排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合は、同法第7条の2第1項の規定による課徴金納付命令）又は同法第85条第1項の規定による抗告訴訟について請求棄却又は訴え

却下の判決が確定したとき。

(2) この契約に関し、乙（法人にあっては、その役員又は使用人）が刑法第96条の6又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第89条第1項もしくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 乙は、前項各号のいずれかに該当したときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、甲の請求に基づき契約金額の100分の20に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

3 乙は、第1項各号に該当することにより甲に損害が生じた場合、当該損害が前項の規定する違約金を超え、なお存在する場合には、甲はその超過額を併せて乙に請求することができるものとする。

4 前条第3項の規定は、第1項の規定による解除の場合に準用する。

(違約金等の遅延利息)

第18条 乙が、第19条第2項並びに第20条第2項及び第3項に規定する金額を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年5%の割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(危険負担)

第19条 乙は、検査を完了し、納入するまでの間に発生した損害を、一切負担しなければならない。

(かし担保)

第20条 納入後に、建物にかくれたかしがあった場合、乙は甲の指示に従い、建物の交換、又はかしを補修し、若しくは、そのかしによって生じた損害を賠償しなければならない。

(暴力団等による不当介入があった場合の届出義務)

第21条 乙は、乙又は本契約に係る下請契約等の相手方が暴力団員等から不当介入（不当要求又は納品等への妨害）を受けた場合は、その旨について、遅滞なく甲への報告及び警察への届出を行わなければならない。

(疑義の決定)

第 22 条 この契約に関し疑義のあるとき、又は、この契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

別表 月額賃借料の支払い（第 9 条第 2 項関係）

対象期間	月額賃借料	請求書提出期限
令和 8 年 5 月～ 令和 9 年 12 月	〇〇〇円/月	先月分を翌月 10 日まで